

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年4月28日

群馬県知事 あて

提出者 〒377-8513
住 所 群馬県渋川市渋川1, 497番地
氏 名 関東電化工業株式会社 渋川工場
執行役員渋川工場長 米村 泰輔
電話番号 0279-23-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関東電化工業株式会社 渋川工場
事業場の所在地	群馬県渋川市渋川1, 497番地
計画期間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業、中分類：化学工業
②事業の規模	製品出荷量：8, 136 t
③従業員数	404名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	第2面 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 を参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者(渋川工場長)⇒
○廃棄物処理方針の策定
○処理に関する各種事項の
決定、承認。

環境管理委員会:
委員長(工場長)、委員(各部門長)、
事務局(安全環境保安部)⇒
○廃棄物の再生利用、適正処理
の推進等を行う上で必要な
事項を検討する。

環境管理責任者(安全環境保安部長)⇒
○場内規程、手順書の策定・改廃。

特別管理産業廃棄物管理責任者
(安全環境保安部長またはマネージャー)⇒
○廃棄物処理計画の作成、管理状況の把握と改善策の検討。

安全環境保安部⇒
○委託契約の締結、処理業者、再生利用業者の調査、
選定及び管理。
廃棄物の搬出業務、保管管理。廃棄物管理票の
交付・管理。
監督官庁への各種報告。社員(協力会社)に
対する教育・啓発。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	汚泥(有害)
	排出量	1128.63 t	849.14 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施予定無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	汚泥(有害)
	排出量	1200.00 t	900.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・引火製廃油の一部を、再生溶剤(外販)の検討をする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工程毎に発生したものをそれぞれ細かに分類保管する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に実施予定無し。

廃油 (有害)	廃酸 (強酸)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (強アルカリ)
219.9 t	37.61 t	0.66 t	0.68 t

廃油 (有害)	廃酸 (強酸)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (強アルカリ)
400.00 t	40.00 t	1 t	5.00 t

廃アルカリ (有害)	感染性廃棄物		---
282.49 t	0.04 t	t	--- t

廃アルカリ (有害)	感染性廃棄物	---	---
80.00 t	0.10 t	--- t	--- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	---	---
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	---	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施予定無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	---	---
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	---	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施予定無し。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	---	---
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	---	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	---	t
（これまでに実施した取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の中間処理は実施していない。 （全量を外部委託処理している）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	---	---
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	---	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	---	t
（今後実施する予定の取組） ・特に実施予定無し。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	----	----
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	---	t
	（これまでに実施した取組） ・自ら特別管理産業廃棄物の埋立（又は海面投入）処分は実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	---	---
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	---	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も実施する予定は無い。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	全処理委託量	1128.63 t	837.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	970.92 t	191.09 t
	再生利用業者への処理委託量	99.86 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	55.65 t	646.23 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2.20 t	0.00 t
（これまでに実施した取組） ・特に無し。			

---	---	---	---
--- t	--- t	--- t	--- t

---	---	---	---
--- t	--- t	--- t	--- t

廃油 (有害)	廃酸 (強酸)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (強アルカリ)
219.90 t	37.61 t	0.66 t	0.68 t
219.90 t	37.61 t	0.66 t	0.68 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

---	---	---	---
--- t	--- t	--- t	--- t

---	---	---	---
--- t	--- t	--- t	--- t

廃アルカリ (有害)	感染性廃棄物	---	---
282.49 t	0.04 t	--- t	--- t
53.38 t	0.04 t	--- t	--- t
0.00 t	0.00 t	--- t	--- t
229.11 t	0.00 t	--- t	--- t
0.00 t	0.00 t	--- t	--- t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	汚泥（有害）
	全処理委託量	1200 t	900 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1000 t	200 t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	60 t	700 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油の一部を、再資源化の検討をする（熱回収）		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		2495.5t
	(今後実施する予定の取組等) ・基本的にアマタASP電子サービスを利用している。 ・令和4年度は、契約済ではあるが緊急搬出する特管産業廃棄物のサービス側登録が間に合わず、一部紙manifestで運用した。 今後は事前に登録を行っておく。		
※事務処理欄			

廃油 (有害)	廃酸 (強酸)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (強アルカリ)
400 t	40 t	1 t	5 t
400 t	20 t	1 t	1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

廃アルカリ (有害)	感染性廃棄物		
80 t	0.1 t	t	t
20 t	0.1 t	t	t
0 t	0 t	t	t
60 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。